



第55回 副収入がある場合の確定申告

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私は会社員で、陶芸を趣味にしています。昨年、私の作品をフリーマーケットに出したところ合計で50万円で売れました。この収入は確定申告が必要でしょうか。必要な場合はどのように行うのでしょうか。



A 今月は、副収入のある給与所得者の確定申告についてのご質問ですね。

大部分の給与所得者は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了しますから、確定申告の必要はありません。

しかし、給与所得者であっても、次の場合は所得税等の確定申告が必要です。

1. 給与所得者で確定申告が必要な場合

給与所得者が次の(1)~(6)に該当する場合は、確定申告をしなければなりません。

- (1)給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合
- (2)1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所

得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合

(3)2カ所以上から給与の支払いを受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合

※給与の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得および退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円の方は申告は不要です。

(4)同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている場合

(5)災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている場合

(6)源泉徴収義務のない者から給与等の支払いを受けている場合

いる場合

2. 確定申告をすれば税金が還付される場合

次のような場合で源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には確定申告すれば税金が戻ります。

- (1)配当所得を総合課税で申告して配当控除を受ける場合
- (2)①雑損控除、②医療費控除、③寄附金控除を受ける場合

内訳書は国税庁のHPからダウンロードできます



図1 収支内訳書

(3) (特定増改築等) 住宅借入金等を受ける場合 (2年目以降で年末調整により控除を受けている場合を除きます。)

(4) 年途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けていない場合

### 3. 給与所得者以外で確定申告が必要な場合

(1) 公的年金等に係る雑所得のみで、雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある場合

※公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象の場合は、「確定申告不要制度」により、所得税等の確定申告は不要です。

(2) 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる場合

※退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合は、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むので、確定申告は不要です。ただし、確定申告書を提出する場合は退職所得を含めて申告する必要があります。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合で、各種所得の金額の合計額から所得控除の額を差し引いた額 (課税される所得金額) を求め、これを基に算出した税額から配当控除額を差し引いた残額がある場合

### 4. ご質問の場合

(1) 申告要否の判定等

あなたの給与所得については、年末調整により所得税等の精算が終了していると思われるので、趣味で作成された陶器の売却代金 50 万円に係る所得金額が 20 万円を超えている場合は確定申告が必要です。

陶器の売却代金は、その販売が「営利を目的として継続的に行われている」場合は事業所得、そうでない場合は雑所得となります。

いずれの場合も、収入金額から必要経費 (材料費等収入を得るために直接要した費用や、その年に生じた販売費、一般管理費等の費用の額) を差し引いて所得金額を計算しますが、事業所得と雑所得では必要経費の範囲等が異なりますので注意が必要です。

判断に迷う場合は、次の事項を参考にします。

- ▶ 社会通念上、事業と称するに至る程度で行っているか
- ▶ その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存があるか

図 2 申告書

申告書は国税庁の HP からダウンロードできます →



▶ 帳簿の保存が無い場合でも、その所得に係る収入金額が 300 万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実があるか

(2) 申告の方法

確定申告は次の手順で行います。

イ. 収支内訳書の作成

陶器販売に係る収入金額や必要経費を記載した「収支内訳書」(図 1) を作成して所得金額を計算します。

ロ. 確定申告書の作成 (図 2)

上記イの「収支内訳書」及び「給与所得の源泉徴収票」などを基に、確定申告書に収入金額、必要経費、所得控除額などを記載し、年税額を計算します。



さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。